



# 3月 自治区回覧

- 01 しもいちば自治区よりお知らせ  
・・・・・・・・・・下市場自治区
- 02 区長からのお知らせ等  
・・・・・・・・・・下市場自治区
- 03 春の交通安全市民運動について  
・・・・・・・・・・下市場自治区
- 04 令和8年1月1日から  
林野火注意報・警報の運用が開始  
・・・・・・・・・・豊田市消防本部
- 05 交通安全市民会議ニュース  
・・・・・・・・・・豊田市役所
- 06 地域安全情報  
・・・・・・・・・・豊田警察署
- 07 地域安全対策ニュース  
・・・・・・・・・・愛知県警察本部
- 08 令和8年度  
下市場自治区助成金の申請  
・・・・・・・・・・下市場自治区
- 09 しもいちば自治区だより 第140号  
・・・・・・・・・・下市場自治区

## しもいちば自治区よりお知らせ

自治区事務所 火・木・土 AM9:00~12:00 TEL/FAX 0565-33-4663

### ■自治区総会

【日時】 3月15日(日) 午前10時~

【場所】 下市場区民会館

### ■春の交通安全街頭活動への参加 ※別紙回覧参照

【期日】 4月10日(金)

【時間】 午前7時15分~7時50分

【場所】

- ・下市場5丁目北交差点(光明寺・愛知トヨタ前)
- ・下市場町3丁目交差点(仆ウ内科クリニック前)
- ・鹿嶋神社東の横断歩道付近

### 3月のごみの日

- ・燃やすごみ 毎週月・木曜日
- ・プラスチック製容器包装 毎週火曜日
- ・金属ごみ 3月11日(水)
- ・資源の日 3月17日(火)
- ・埋めるごみ 3月25日(水)



## 下市場自治区



# 「区長からのお知らせ等」

### 1 鹿嶋神社境内にあった大松の輪切り置物の販売



昭和44年頃に豊田市名木愛護会が、天然記念物に準ずる木として鹿嶋神社のクロマツを「名木」指定をした。当時は、周囲を鉄柵で保護し大切に保護してきたが、既に老木であり徐々に松枯れし電線に触れるなどの理由により、時期は不明であるが伐採した。

大半を業者へ販売（20万円の話もある？）し、記念として作成した置物（下図写真）が残っている。今は、自治区の収納庫に眠っており、イスや机を出すのに支障となっているため、保存していただける方を募集します。

入札で売払いしますので希望する者は、以下の方法にて申し込んでください。

- ①入札額・氏名・住所・連絡先を明記（用紙様式等は自由）
- ②3月21日（土）午前12時までに自治区事務所へ提出



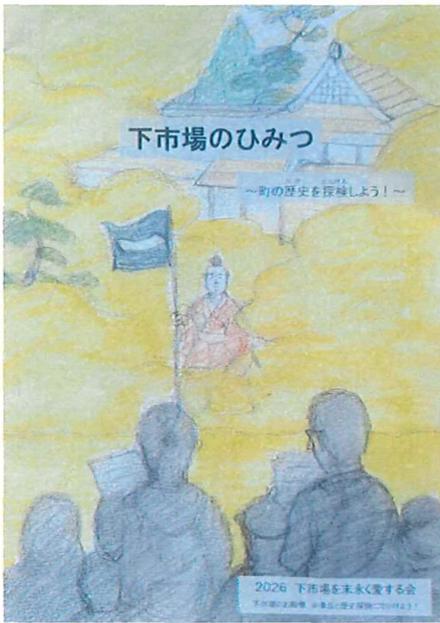
※最高額で申し込まれた者に売払いします（決定後に連絡します。）。

売払いしたお金は、鹿嶋神社へのお賽銭として寄付します。

入札者がいない場合は、年末の大祓い式にてお祓い後、燃やします。



## 2 子ども向け下市場歴史冊子「下市場のひみつ」完成イベント



2月7日（土）に子ども向け下市場歴史冊子「下市場のひみつ」完成イベント「クイズで遊んで学ぶ下市場の歴史」が、下市場を末永く愛する会の主催で実施されました。残念ながら根川小学校において、インフルエンザによる学級閉鎖があり校長先生も自粛される状況のため予定時間等も縮小実施となりました。その中で元気な子ども12人に大人17人の参加があり、クイズで下市場の歴史を学びました。全問正解の子どもは、残念ながら0人でしたが、4問正解者は4名見えました。因みに大人の全問正解者も1名しか見えませんでした。



- 問 1. 下市場の地名の由来は①市場があった②市場がほしかった③下市さんがいた場所
- 問 2. 約280年前の江戸時代に下市場村には何人の人がすんでいたか  
① 50人 ② 300人 ③ 1000人
- 問 3. 根川小学校の名前の由来は、①根川村という村があった②根川さんという人が学校を作った
- 問 4. 下市場には、豊田市で最初につくられたものがあるよ。それはなんですか  
① 信号 ② 横断歩道 ③ 歩道橋
- などの出題がありました。 ※答えは最後のページ



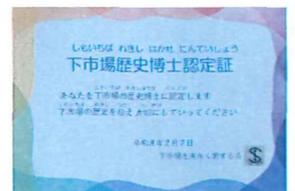
何番かなー？



③番と思う人手を挙げてください。

正解です。

参加されなかった方で答えや詳細説明が気になる方は、事務所へきてください。冊子を差し上げます。



### 3 訃報連絡

前回、訃報連絡（令和7年4月～令和8年1月までに届け出された方）を回覧しましたが、昨年9月24日に「日高 ユキ子様（享年103歳）」がご逝去されていたことが、ご家族の届け出によりわかりました。

「日高 ユキ子様」は、下市場自治区の最高齢者であり満年齢102歳を前に、残念ながらご逝去されました。謹んでご冥福をお祈りいたします。

#### ◎身内にご不幸があった場合

早急に自治区（事務所）へご連絡をお願いします（香典支給あり。）。

※「故人の名前」「生年月日・年齢」「住所」「連絡先」「死亡原因」「死亡日時」「通夜式・告別式の日程と場所等」「葬儀形式」「身内だけで葬儀を行う場合は、その旨」等を指定の様式に記入

下市場自治区事務所 ※下市場区民会館内（火・木・土 9:00～12:00）

住所 〒471-0875 豊田市下市場町4-40

連絡 TEL 0565-33-4663 FAX 0565-33-4663

### 4 AEDの更新

現在のAEDのバッテリーやパッドが寿命を向かえたが、15年以上前のものであるため生産終了でバッテリー交換や付属品の代替がない。AEDは、自治区民の命を守り安全の確保には必要不可欠であり、また、地域防災の観点から見てもAEDが果たせる役割は非常に大きいため、緊急に市へ備品補助として対応をしていただきました。まちかど救急ステーションにも登録し標章（玄関に貼り付け）も受けております。

なお、令和8年度には、講習会も予定しております。



ごみ出しのルールやマナーは、少しずつ向上しております。しかし、まだ一部の方にごみ出しのルールやマナーを守らない者が見えます。「自分がよければよい」ではなく共存社会の一員として今一度、自分自信も含めて見直しましょう。

## 守られていないルール違反

### <プラスチック製容器包装ごみ違反>

- ①汚れたままでトレイ等を出す者
- ②ペットボトルを出す者
- ③硬質プラスチックを出す者

- ①収集した後に、人の手で選別をしています。汚れたものは、燃やすごみ
- ②ペットボトルは、毎月第3水曜日の資源ごみ汚れている場合等は、燃やすごみ
- ③硬質プラスチックは、燃やすごみ

### <埋めるごみ違反>

- ①金属・有害・危険ごみを出す者

- ①主なものは、陶磁器類、電球・点灯管、割れてしまった蛍光管・飲食用・化粧品びんや乳白色のびんが埋めるごみ

### <ごみ出し違反>

- ①指定日以外の日にごみ出しする者
- ②午前9時過ぎにごみ出しする者
- ③ごみ袋を4か所縛らないで出す者

- ①②指定日を必ず確認し概ね8時30分まで出すこと
- ③4か所縛るように指示されている。

## 判断に迷ったら 必ず確認

- ①各家庭に配布したあるごみカレンダーで確認
- ②下市場又は豊田市のホームページから確認
- ③自治区又は市役所へ直接確認

## 守られていないマナー違反

- ①入り口付近にポイと置いていく者
- ②奥へポイと投げ入れる者
- ③ごみステーションの入り口を閉めない者
- ④車を横付けにして道路をふさぐ者

- ①奥から詰めて丁寧に入れる
- ②破れて散乱、崩れ防止
- ③出入口は、しっかり止める
- ④通行の邪魔、危険防止

各ごみステーションは、それぞれの組の方（全員）  
で管理しきれいな自治区を目指しましょう！

区民のみなさまへ

下市場区長 日高 守

## 春の交通安全市民運動について

令和8年4月6日(月)から15日(水)までは、春の交通安全市民運動期間です。下記のとおり街頭活動を実施しますので、多くの方のご参加をお願い申し上げます。

この期間に改めて交通安全を意識していただき、交通事故の無い明るい自治区を目指しましょう。

記

### ●日時

**令和8年4月10日(金曜日)****午前7時15分～7時50分**

※児童の通学時間と企業の街頭活動(下市場町5交差点丸源ラーメン付近)を考慮して時間を設定



交通安全マスコットキャラクター  
シグナルちゃん

### ●場所 ※お近くの所をお願いします。

- ①下市場町5丁目北交差点(光明寺・愛知トヨタ付近)
- ②下市場町3丁目交差点(イトウ内科クリニック付近)
- ③鹿嶋神社東横断歩道付近

### ●お願い タスキやサインボードをお持ちの方は、ご持参ください。

#### 今回の運動の重点項目は、

- ◎こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践
- ◎歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進
- ◎自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底の3項目です。

# 令和8年1月1日から 林野火災注意報・警報の運用が開始

令和7年2月に岩手県で発生した大船渡市林野火災を受けて、令和8年1月1日から林野火災の予防を目的とした「林野火災注意報・林野火災警報」の運用を開始しています。

## 林野火災注意報

- ・林野火災の危険が高まる気象状況（発令基準）のときに発令
- ・発令中は、**屋外における「火の使用の制限」**について「**努力義務**」となります。

発令基準は、次のいずれかに該当する場合

- ① 前3日間の合計降水量が1mm以下 かつ 前30日間の合計降水量が30mm以下
  - ② 前3日間の合計降水量が1mm以下 かつ 乾燥注意報が発表
- （備考）当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合には、発令しないこともあります。

## 林野火災警報

- ・林野火災注意報に加え、林野火災の予防上さらに危険な気象状況となった場合に発令
- ・発令中は、**屋外における「火の使用の制限」**について「**義務**」となります。

発令は、「林野火災注意報が発令されている状態で、強風注意報が発表された場合」

## 屋外における「火の使用の制限」について

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと
- (2) 煙火（花火）を行わないこと
- (3) 屋外において、火遊び又はたき火をしないこと
- (4) 屋外においては、爆発しやすい物や燃えやすい物の近くで喫煙をしないこと
- (5) たばこの吸がらや灰を捨てる際は、火が確実に消えていることを確認し、処理すること

※ 林野火災警報発令中に「火の使用の制限」に違反した者は、30万円以下の罰金又は拘留に科されることがあります。

## 発令時期について

毎年1月～5月

## 発令区域について

豊田市を東部と西部に分け、連続して森林のある地域を対象に発令します。(地区は中学校区で記載)

東部：足助地区・下山地区・稲武地区・旭地区

西部：石野地区・松平地区・藤岡南地区・藤岡地区・小原地区

豊南地区・高橋地区・保見地区・猿投地区・猿投台地区・美里地区・

益富地区（宝来町除く。）

※下線の地区については、下記の町名が対象です。

豊南地区（琴平町、渡合町、宮前町、室町）・猿投地区（加納町、猿投町、本徳町）

高橋地区（池田町、手呂町、扶桑町、矢並町、山中町、京ヶ峰、市木町、岩滝町、双美町）

保見地区（大畑町、篠原町、広幡町、八草町、田糲町、保見町）

猿投台地区（勘八町、枝下町、西広瀬町）・美里地区（野見山町、東山町）

## 発令時の周知方法について

・市ホームページ

・防災ラジオ

・消防車両による広報

・緊急メールとよた

### ●緊急メールとよた 登録方法

緊急情報や気象情報を登録いただいたメールアドレスに配信するサービスです。

① 右のコードを読み取り登録サイトへ。

② 登録サイトにある【空メールを送信する】ボタンを押し、空メールを送信します。

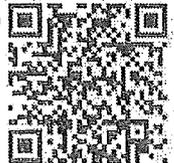
※メールが起動しない場合は、手動で「[t-toyota-city@sg-p.jp](mailto:t-toyota-city@sg-p.jp)」へ空メール送信

③ 「登録方法のご案内」が届くので、本文にあるURLにアクセスし、利用規約を確認の上、「配信カテゴリ」の最下段「消防情報」を選択します（火災情報取得の場合）

④ 登録内容を確認し、登録ボタンを押すと登録完了となります。

【緊急メールとよた登録サイト】→

<https://plus.sugumail.com/usr/toyota-city/home>

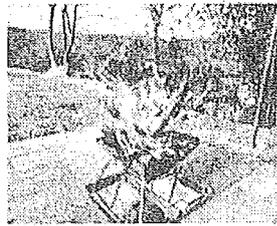
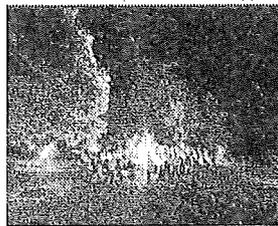
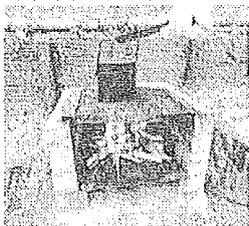


## 「火災と紛らわしい届出」について

たき火等、火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為をしようとする者は、あらかじめ、消防署に届け出なければなりません。(火災予防条例第56条)

※届出書の提出は、焼却等の行為を許可するものではありません。

<たき火に該当すると考えられる行為（一例）>



問い合わせ先 豊田市消防本部予防課

☎ 35-9703 FAX 35-9719

Eメール [shoubou-yobou@city.toyota.aichi.jp](mailto:shoubou-yobou@city.toyota.aichi.jp)

「林野火災注意報・林野火災警報の新設と発令について — 豊田市火災予防条例改正」

URL: <https://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/shoubou/bouka/1072212.html>





# 交通安全市民会議 ニュース



## 横断前の「ひと呼吸」が命を守る

時間に迫られ、急いでいる時ほど事故は起きやすいものです。  
そんな時に歩行者が意識したいのが、横断前の「ひと呼吸」です。



### ○ 車の動きを冷静に見極められる

焦って横断歩道を渡ろうとすると、遠くの車を「大丈夫」と認識してしまうことがあります。  
ひと呼吸おくことで、車の速度や距離を落ち着いて判断することができます。



### ○ ドライバーに“横断者がいる”と気づかせられる

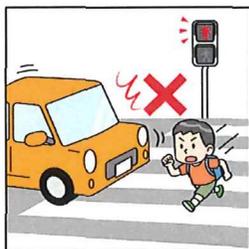
歩行者が止まり、ドライバーの方を見ることで、「渡るかもしれない」と注意を促すことができます。  
その結果として双方にアイコンタクトが生まれ、安全確認の判断が一致しやすくなります。



「ひと呼吸」は、心のスピードを落とし、慎重な行動へと切り替えるスイッチです！  
遅れない ことより大事な その命

## 歩行者にも交通ルールを守る義務がある

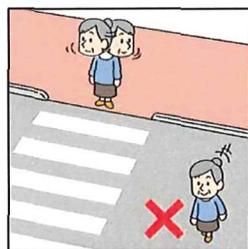
これらの歩行者の交通違反が事故の原因となることがあります。



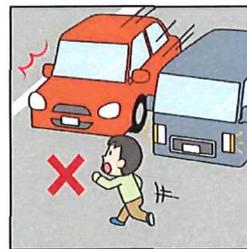
信号無視



斜め横断



横断歩道外横断



車両の直前直後横断

事故を防ぐには、**歩行者も交通ルールを守り、安全な行動を心がける** ことが大切です。

## 光を身に着け、ドライバーに気づいてもらう



歩行者 LEDライトなし  
自動車 ロービーム

街灯が少ない道路では、歩行者の姿は見えづらい。

ロービームだと歩行者の姿は確認できません。



歩行者 LEDライトあり  
自動車 ロービーム

ヘッドライトが当たらなくても歩行者自身が光っている。

ロービームでも、歩行者に早く気づくことができます。

LED ライトは、自発光するため歩行者が“歩く照明”となり、事故回避の可能性がぐんと上がります。  
反射材を身に着けることも、事故リスクを下げることに効果的です。

夜間から早朝は、**光って目立とう!**





# 地域安全情報

## 警察官をかたるサギに注意!

令和7年中、愛知県内では、警察官をかたる特殊詐欺の被害が806件発生し、前年と比べて500件以上も増加しました。(被害総額 約63億円)

被害者のうち、約7割は20~50代で、若い方が被害にあいやすい傾向にあります。

だまされないように、手口を知って対策しましょう。



### だまされない対策



- ①知らない番号からの電話には出ない  
十から始まる番号は国際電話
- ②LINEで取調べはサギ
- ③怪しいと思ったら  
家族や警察に相談を  
お金の話が出たら要注意!

## 豊田署管内で交通事故が増加中!

豊田署管内では、令和7年中、交通死亡事故が12件発生し、前年に比べ倍増しました。(県内ワースト1)

歩行者の方は、クルマの運転手が見つけやすいように、

**明るい服装と反射材**

を活用し、クルマの方は

**ハイビーム**

を上手に使って、いち早く歩行者を見つけるとともに、

**スピードの出し過ぎ**

に注意して、交通マナーを守った運転を心がけましょう。



豊田警察署HP→  
地域安全情報などを  
掲載しています



愛知県警 採用HP→  
警察官・警察職員の  
採用情報はこちらから



# 令和7年度 下市場自治区助成金の申請

この助成金は、下市場自治区内の団体及び自主活動を行う同好会やサークルなど一定の活動に要する経費の一部を助成することにより、区民の交流と親睦を深め、思いやりと活力のある安全・安心な住みよい自治区とすることを目的に助成する制度です。

## 募集期間

**令和7年4月1日(火)～4月19日(土)**

<受付時間> 午前9時00分～12時00分

<受付場所等> (火・木・土の自治区事務所)※下市場区民会館内

住所 〒471-0875 下市場町4-40

連絡 TEL 0565-33-4663 FAX 0565-33-4663

### 1 助成の対象となる者

(1) 特定団体→こども会、消防団、豊寿会、祭囃子保存会、

(2) 一般団体→下市場区民で作る自主活動を行う同好会やサークル等

① スポーツ系の一般団体は、10人以上の会員が下市場区民であること

② その他の一般団体は、5人以上の会員が下市場区民であること

③ その他、自治区役員会で了承した団体（事前に承認を得ること）

### 2 申請等について

(1) 特定団体は、自治区から代表者に申請等を直接通知する。

(2) 前年度に交付を受けた団体は、自治区から代表者に申請等を通知する。

(3) 新規に申請する場合

① 4月19日（土）までに申請書等（申請書等は区事務所に取りに来る）を提出すること

② 決定を受けた団体等は、翌年2月末迄に実績報告（後日、通知）をすること

(4) 自治区への協力等について

講演会、講習会、防犯活動、交通安全活動、環境美化等の事業活動に参加及び協力をお願いします。※必要により動員依頼を行う場合がある。